



発行
東京都

目次

告示

○都道（首都高速道路）の区域変更（二件）……………

……………（建設局道路管理部路政課）…一

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…八

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…九

○特定非営利活動法人の認定……………（同）…〇

○特定非営利活動法人の仮認定……………（同）…〇

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…〇

告示

●東京都告示第百三十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、平成二十七年一月二十六日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。
ついで、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により告示する。

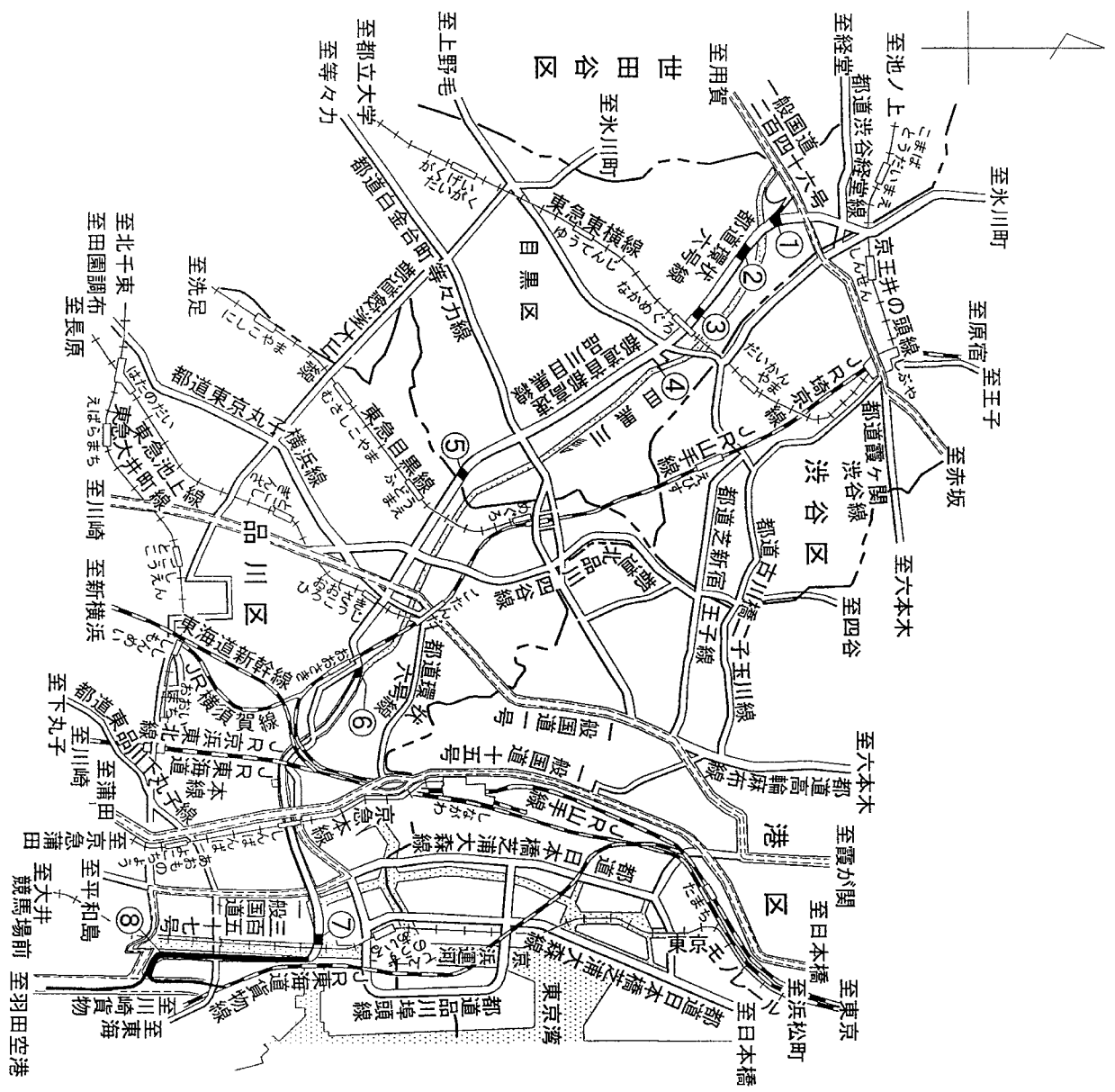
その関係図面は、平成二十七年二月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社西東京管理局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月五日

東京都知事 舛添 要一

- 一 路線名 首都高速品川目黒
- 二 変更の区間 品川区八潮三丁目一番四地先から目黒区大橋一丁目四百七番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

区域変更箇所①～⑧

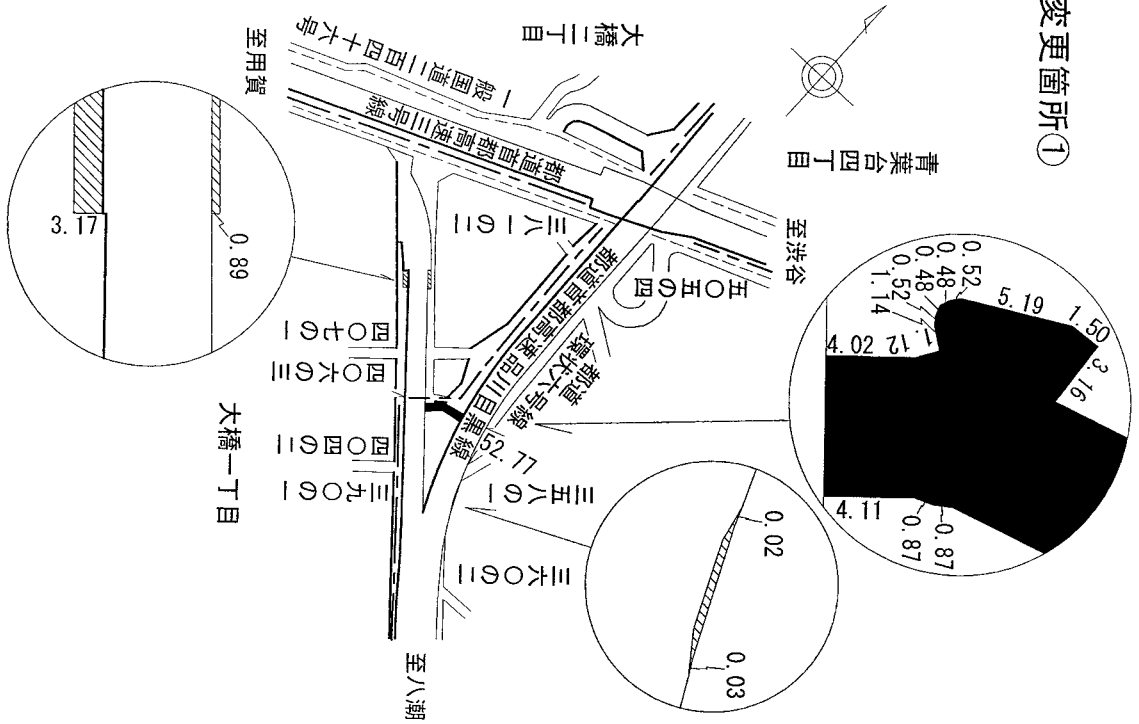


- 〓 一般国道
- 〓 都道
- 〓 特別区道
- 編入区域
- ▨ 廃止区域
- 延長 二、五四二・八五メートル
- 面積 三〇、二七八・一五平方メートル
- 延長 九三・三七メートル
- 面積 八四・八九平方メートル

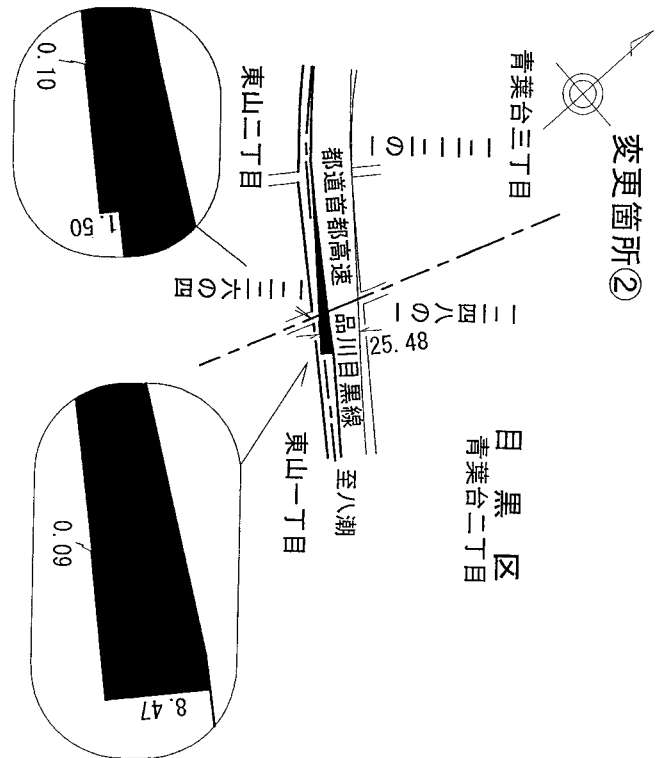
品川区八潮三丁目～目黒区大橋一丁目
都道首都高速品川目黒線区域変更略図

別図

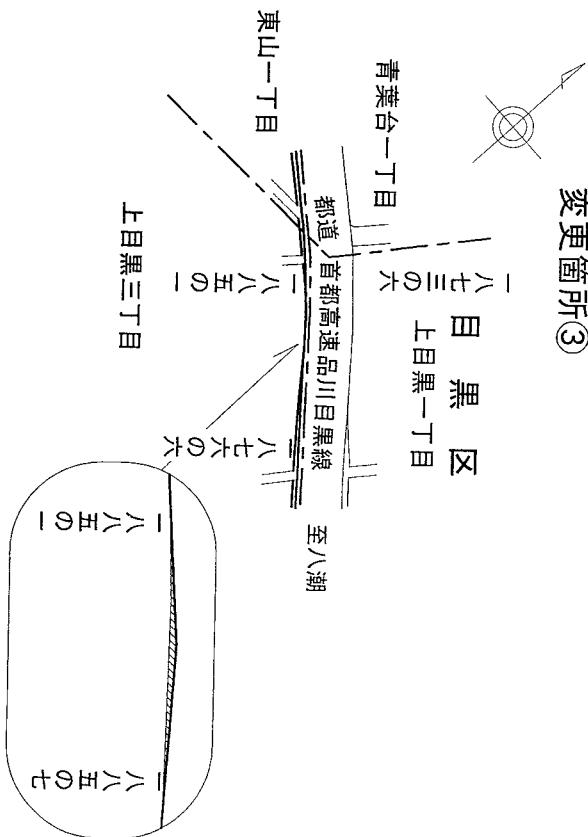
変更箇所①



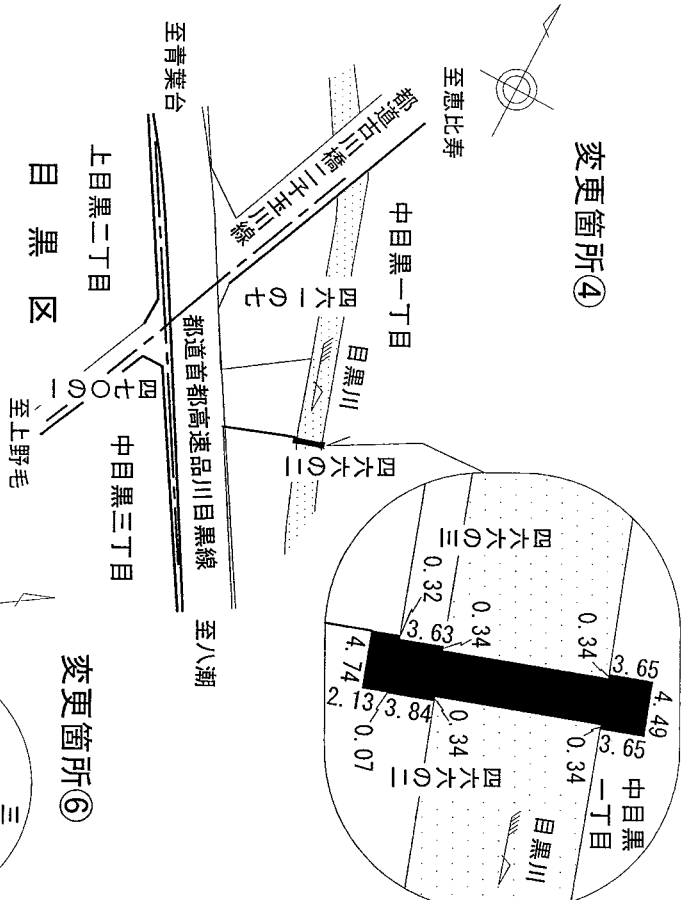
変更箇所②



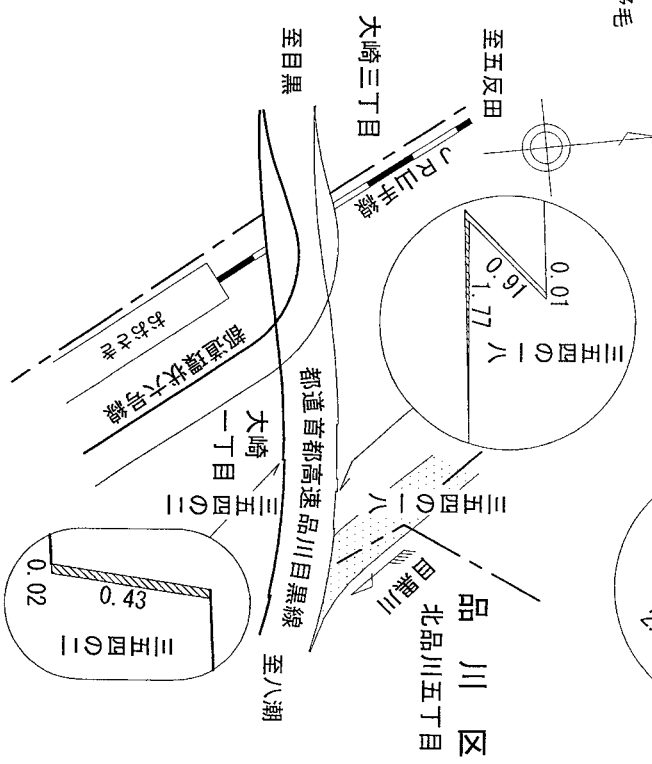
変更箇所③



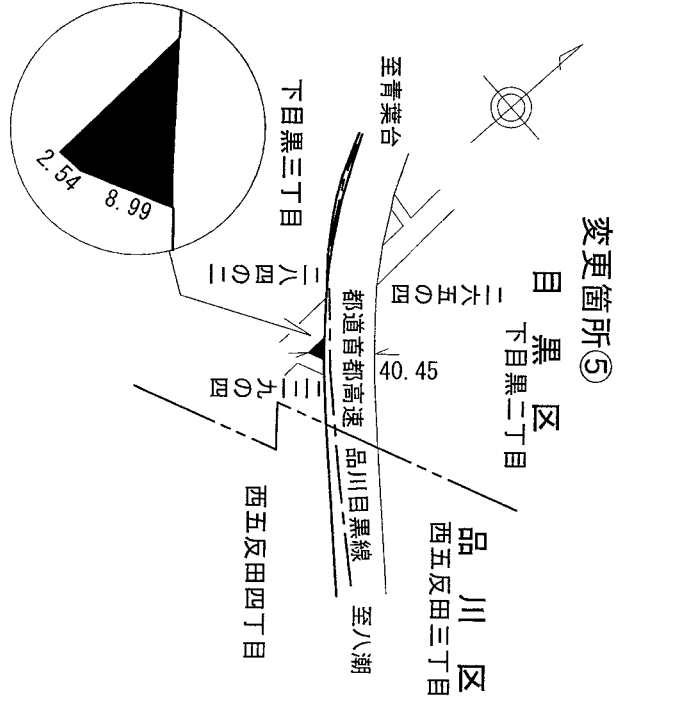
変更箇所④



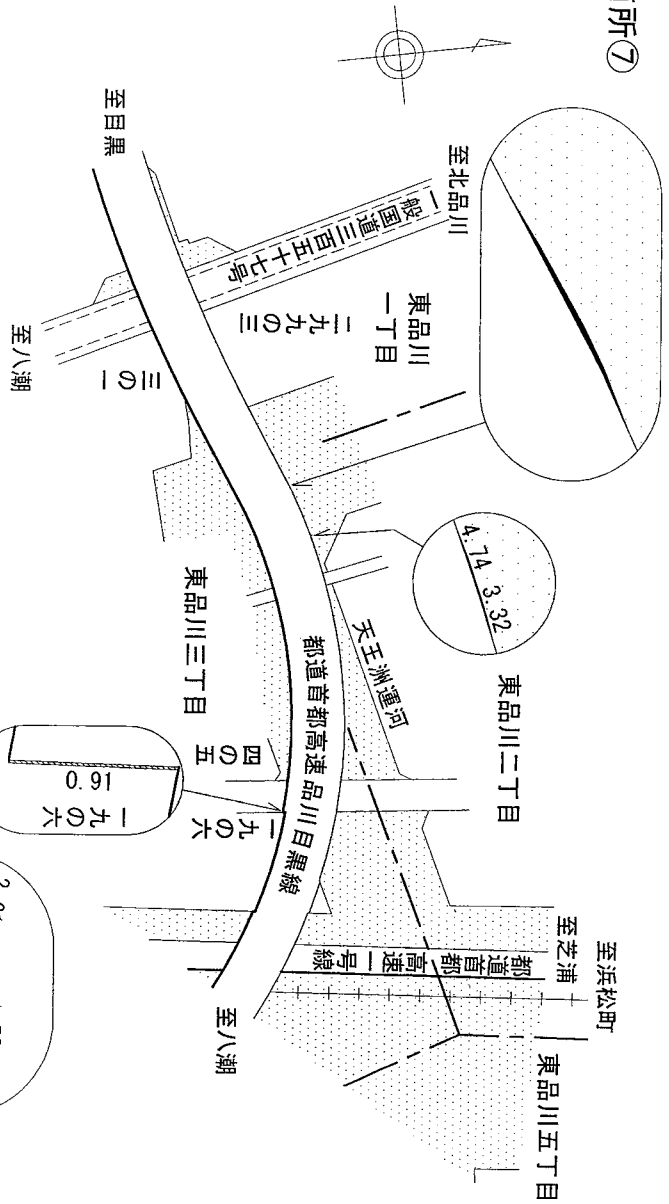
変更箇所⑥



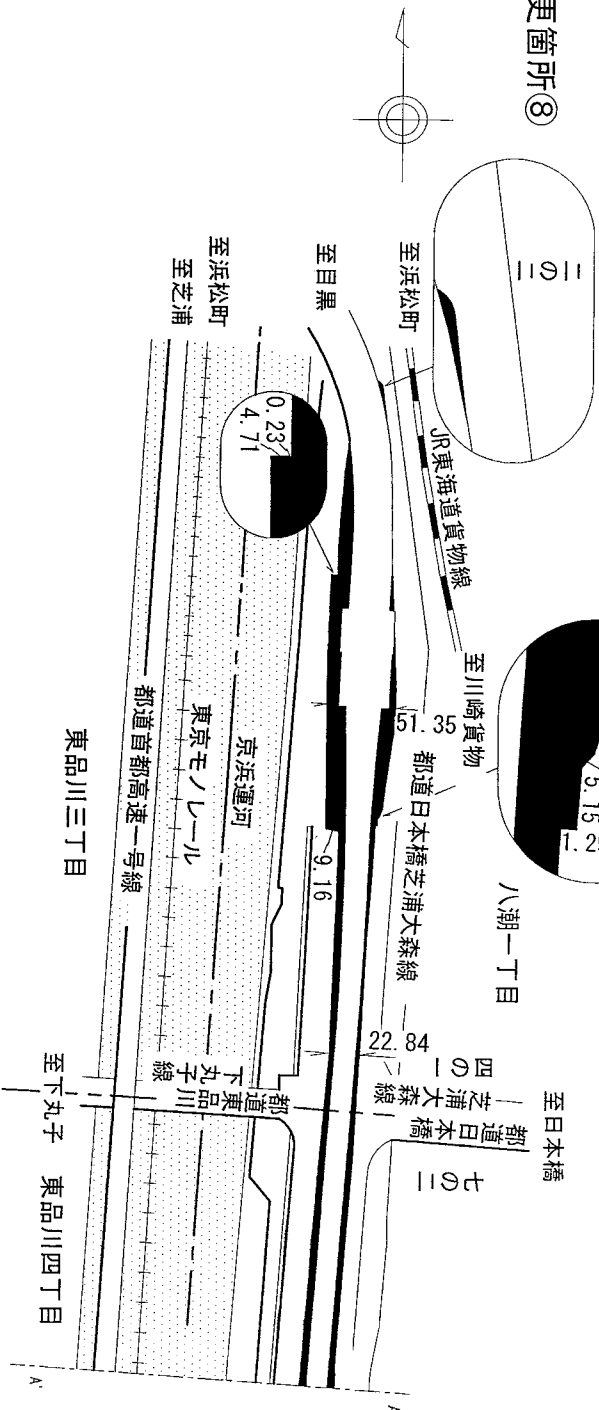
変更箇所⑤

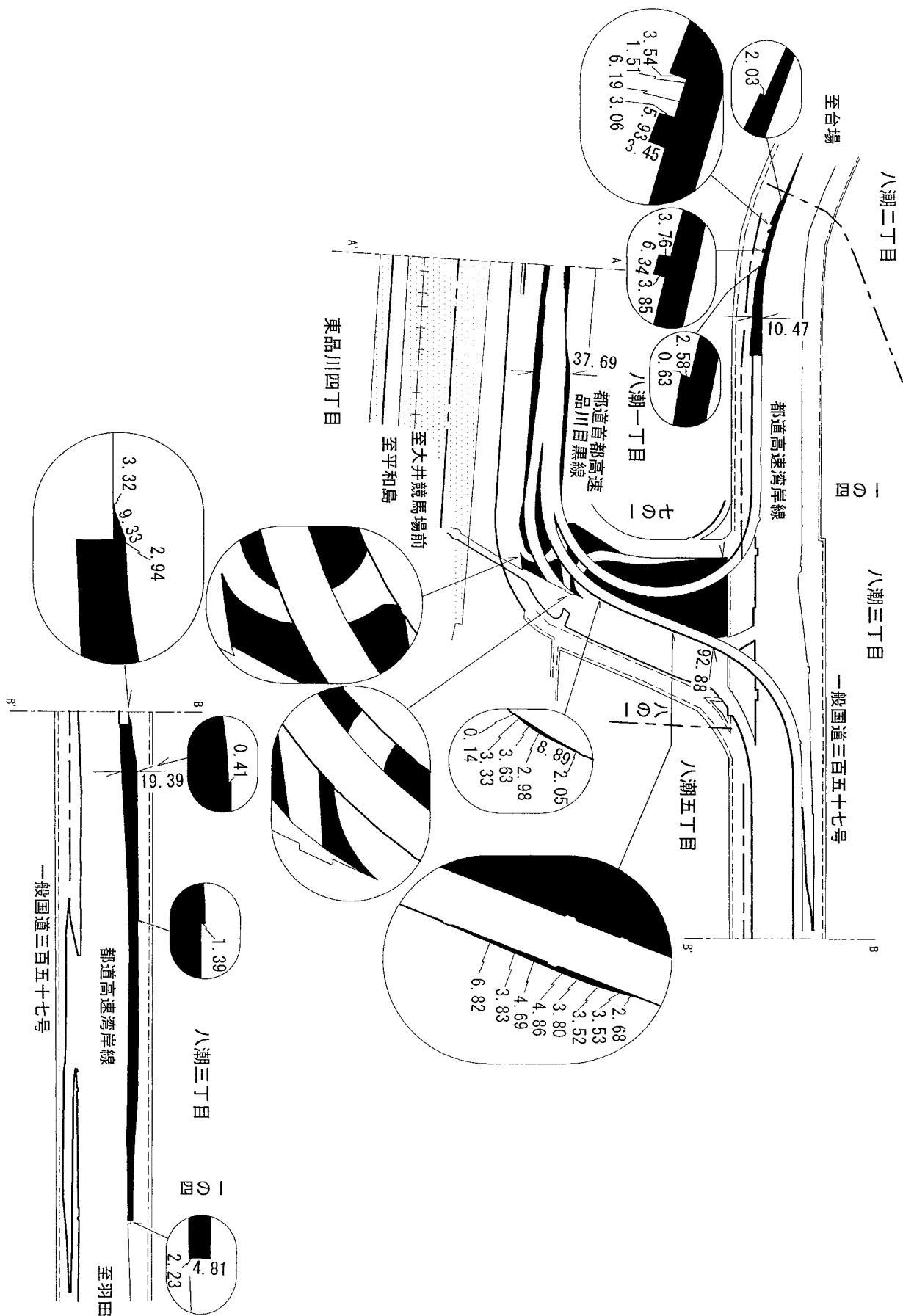


変更箇所⑦



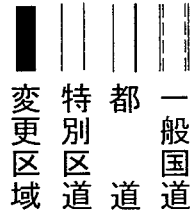
変更箇所⑧



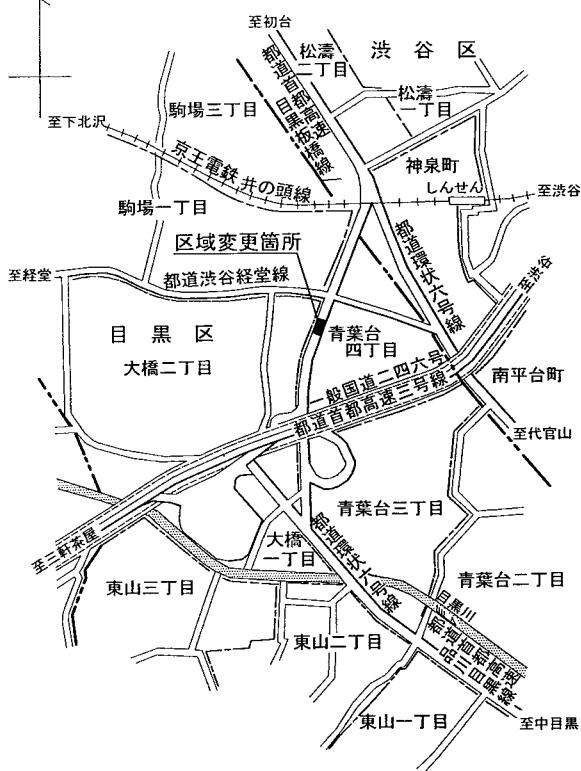


別図

都道首都高速目黒板橋線区域変更略図
目黒区大橋二丁目地内



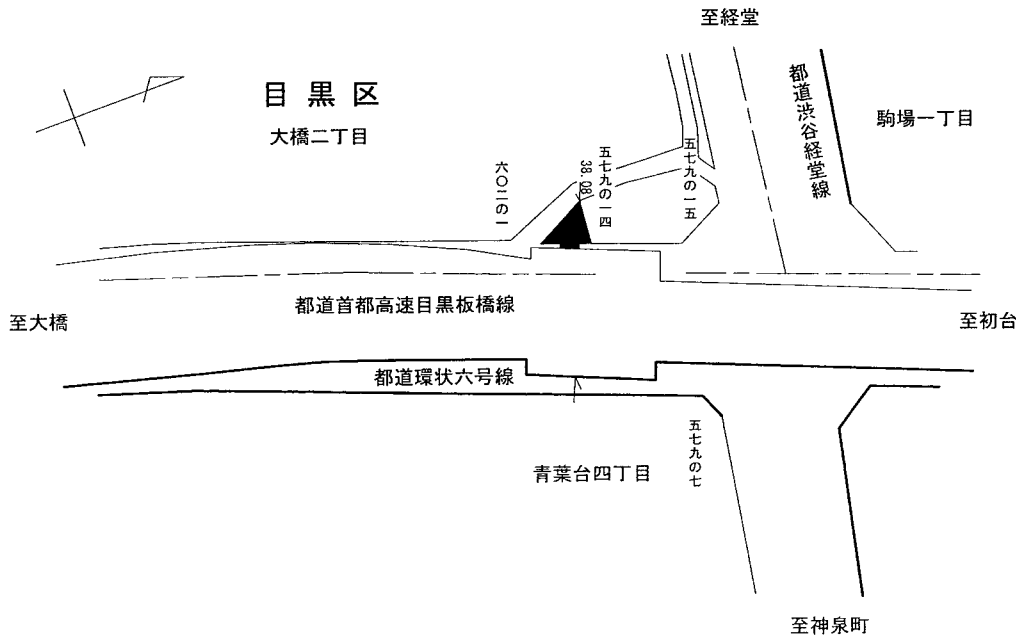
延長 一〇・四九メートル
面積 五二・四九平方メートル



●東京都告示第百三十四号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、平成二十七年一月二十六日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。

ついでには、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成二十七年二月五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社西東京管理局において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年二月五日

- 一 路線名 東京都知事 外 添 要 一
首都高速目黒板橋
- 二 変更の区間 目黒区大橋二丁目五百七十九番十四地先から同所六百二番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人SAVE AFRICA
- 三 代表者の氏名
志賀 あけ美
- 四 主たる事務所の所在地
東京都練馬区氷川台四丁目四十七番十七ー二〇六号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、モリタニア・イスラム共和国において、年々激化する砂漠化の影響で劣悪な生活環境を強いられるている沙漠奥地の過疎地の人々を対象として、住民の健康、衛生向上の為の医療支援事業や衛生指導・支援事業、野菜栽培・養鶏事業などを行い、また車両支援事業によって病人の救急輸送ばかりでなく地域の生活必需品など

の輸送を拡大し、地域住民の生活向上を図ることで、日本と同国との国際協力に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人口腔医科学会
- 三 代表者の氏名
星野 清興
- 四 主たる事務所の所在地
東京都港区新橋一丁目十一番二号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に口腔医科学を中心とした隣接する幅広い分野において学術研究、教育普及活動、国際活動、医療支援活動および予防活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体を対象に助言・支援・協力を行い、口腔医学の医療水準の高揚、次世代人材の育成・国際化の推進、日本における口腔医科学の研究、教育、医療および予防を發展させ、もって国民の健康ならびに公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ユニバーサルインプラント研究所
- 三 代表者の氏名

星野 清興
主たる事務所の所在地
東京都港区新橋一丁目十一番二号

この法人は、広く一般市民に対し幅広い医療分野において人工臓器再生医療に関する学術研究、教育研修、国際活動、医療支援活動、医療情報提供活動をおこなうとともに、不特定多数の市民・団体を対象に助言・支援・協力を行い人工臓器再生医療水準の高揚、次世代の育成・国際化の推進など、人工臓器再生医療の發展をもつて国民の健康ならびに公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年一月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構
- 三 代表者の氏名
高橋 進
- 四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区市谷本村町三番二十五号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対し、腎臓病に関する正しい知識の普及と理解度の向上の為に腎臓病及びそれに関連する病気についての啓発活動と医療情報等の提供を行うとともに、腎臓病の早期発見に資する検査支援活動並びに医療従事者へ教育活動を行うことで国民の健康の増進と、最善かつ十分な医療を受けることのできる社会環境

の確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際ボランティアA21

三 代表者の氏名

熊谷 義光

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区大谷田二丁目三番三十五号 ボナハイツ

中川三号棟一四〇七号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、在日外国人や留学生、多文化家庭、多文化共生事業や国際協力に関心のある日本人のネットワークをつくり、学校や地域社会において、国際交流事業や国際理解教室を実施、更にはアジアと世界の子ども・青年を対象とした教育支援及び国際協力の活動を行うことにより、市民の国際理解及び協調を促進し、公正で平和な多文化共生社会、真の平和社会の建設に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三

号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オックスンの世界

三 代表者の氏名

清水 茂雄

四 主たる事務所の所在地

東京都北区王子二丁目二十八番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、自然災害及び貧困などで教育の機会を奪われた世界の子ども達に教育の場を提供し、安心して教育を受けられる環境作りを積極的に支援するとともに、経済・福祉の発展向上を進め、これによる職業能力の開発と雇用機会の拡充を行い、子供たちが未来への希望を持って生きられる豊かな社会を実現させることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て未来ネットこどもと

三 代表者の氏名

清水 彩子

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市大南一丁目百十九番地の二十

五 定款に記載された目的

この法人は、武蔵村山市及びその周辺地域において、子育てしやすい街づくりを目指す。主に居場所づくり、相談業務、情報の提供をする。次世代の育成を推進するために地域交流をし、子育て中の親が抱える不安を解消するための環境づくり、ネットワークづくりなどの事業を通して、いきいきと心豊かに暮らせるような地域社会をつくる。子どもたちの健全な育成と地域福祉の充実を図り、将来の社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ツナグ働き方研究所

三 代表者の氏名

米田 光宏

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区有楽町一丁目一番三号 東京宝塚ビル

七階

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の継続的経済成長と、国民一人ひとりの心身ともの豊かな生活の実現のため、多様な働き方が尊重され、新しい働き方が形成されていくような調査研究・啓蒙活動を行うことにより、労働力人口の確保、グローバル化の中でも競争力を担保できうる雇用システムの確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

| | | |
|--|---|---|
| <p>五 定款に記載された目的</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区荻窪五丁目十六番七一〇一号 スカイ コートエクセレント荻窪平井ビル</p> <p>三 代表者の氏名 圓山 みち子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スラッシュ</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十四日</p> | <p>この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツに関する振興、啓発、交流、支援事業や、スポーツを通じた福祉、教育、文化振興、平和推進や国際協力に関する事業を行い、一人ひとりの心身充実の成就、明るく豊かな市民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の平和と調和ある発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> | <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京スポーツ協会</p> <p>三 代表者の氏名 半田 晴久</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区西荻南二丁目十七番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツに関する振興、啓発、交流、支援事業や、スポーツを通じた福祉、教育、文化振興、平和推進や国際協力に関する事業を行い、一人ひとりの心身充実の成就、明るく豊かな市民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の平和と調和ある発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> |
| <p>五 認定の有効期間 平成二十七年一月二十八日から平成三十二年一月二十七日まで</p> <p>四 その他の事務所の所在地 東京都町田市忠生三丁目十八番地一 コーポラス坂の上三〇五号</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都町田市上小山田町百六十四番地二 館田方</p> <p>二 代表者の氏名 館田 潤子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人フレンズ・オブ・アニマルズ</p> | <p>この法人は、広く障害者を対象として、コンピュータをはじめとした最新情報機器の使い方の指導、訓練などの事業を通じて、障害者の生活環境改善と安定した就労確保に努めることで、障害者の自立促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> | <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月五日 東京都知事 舛 添 要 一</p> |
| <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に</p> | <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月五日 東京都知事 舛 添 要 一</p> | <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年二月五日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人地球環境共生ネットワーク</p> <p>二 代表者の氏名 比嘉 照夫</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区芝二丁目六番三号</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十七年一月二十八日から平成三十年一月二十七日まで</p> |

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年二月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年二月五日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 (仮称)中央土地八重洲一丁目プロジェクト

二 店舗所在地 中央区八重洲一丁目百五番ほか

三 設置者名 中央土地株式会社

四 設置者住所 中央区日本橋二丁目三番二十一号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機

六 新設をする日 平成二十七年九月十五日

七 店舗面積の合計 六千四百七十九平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百二台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南西側 二十四台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗東側 百五十三平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南側 二十九・九九立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時三十分

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後十一時三十分までほか

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所 店舗東側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十一時までほか

十七 届出日

平成二十七年一月十四日

十八 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

平成二十七年二月五日から同年六月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002